

議案第78号

葛飾区立児童遊園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

花の木児童遊園を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立児童遊園条例の一部を改正する条例

葛飾区立児童遊園条例（昭和31年葛飾区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表花の木児童遊園の項を削り、同表東新小岩二丁目東児童遊園の項中「東新小岩二丁目東」を「東新小岩二丁目東児童遊園」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。